

平成30年度検査方針、統一検査事項及び検査周期

第1 検査方針

農林水産省大臣官房検査・監察部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課（以下「検査・監察部等」という。）の所掌に係る検査の実施に当たっては、検査対象となる団体又は事業者（以下「検査対象者」という。）に対し、合法性、合理性及び合目的性の視点、検査の実施において配意すべき基本的指針を基本に据え、リスク（潜在的リスクを含む。）の所在を分析することにより、経営上の重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検証、双方向の議論を通じ一層深度ある検査の実施に努めることとし、平成30年度においては以下の検査方針、統一検査事項及び検査周期により取り組むこととする。

1 検査方針

(1) 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

法令等遵守態勢の確立、不祥事件等（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等について引き続き重点的に検査を行うとともに、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、東日本大震災の復旧・復興に係る各種施策の推進その他社会情勢の変化を的確に踏まえた検査を実施する。

特に、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく農政改革における農協系統組織の位置づけ、低金利、地域人口の減少・高齢化等に伴う地方経済の停滞等の経済情勢の変化、地域金融機関に対する金融行政の見直しの方向、バーゼルⅢの段階的適用などの金融規制の強化等を踏まえつつ、系統金融機関に対しレビューを実施するとともに、農業災害補償法の改正に伴う農業共済団体への検査の見直し（都道府県からの要請に基づく農業共済組合等に対する検査）を行うなど、政策課題に的確に対応した検査の実施に取り組む。

(2) 重要なリスクに焦点を当てたメリハリある検査

検査対象者の性格、事業内容、財務状況、過去の検査結果、検査対象者を取り巻く環境等を踏まえ、リスクの所在を分析することにより、経営上の重要なリスクや検査対象者に共通する課題に焦点を当てたメリハリのある検証を実施する。

特に、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

なお、都道府県から信用事業実施組合に係る要請検査の実施要請があった場合には、最大限受け入れるよう努め、特に、農協系統組織の信用事業実施組合に係る3者要請検査（都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査）については、都道府県からの要請状況を踏まえつつ、優先的に実施することとし、実施に当たっては、事前にリスクの分析を行い、3者で共有することなどにより、リスクに応じた検証に取り組む。

む。

また、都道府県から農業共済組合等に係る要請検査の実施要請があった場合には、最大限受け入れるよう努めるとともに、事前に二者で十分な打合せを実施した上で検証に取り組む。

(3) 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者毎のリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点を重点的に検証するとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

(4) 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減に努めるとともに、総（代）会又は株主総会の開催日、決算時期等に配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に向けて配慮する。

2 検査の品質の向上に向けた取組

(1) 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に伴い、検証技術の高度化等を通じて、「検査の質的向上」を図るため、専門的・実践的な研修等を行う。

平成30年度においては、受講者のアンケート調査を踏まえ、研修の充実を図り、会計経理・決算、システムリスク等の検証手法について知見を高め、より深度ある検証を行うことができるようにするとともに、対話技術の向上に資する研修を行う。

また、検査モニターについては、オンサイト検査モニター及び書面により意見を収集するオフサイト検査モニターを行うことにより、検査の実施に係る検査対象者の意見、要望等の把握とともに、検査書交付後の検査対象者の受けとめ方や指摘事項に対する改善状況等について幅広く聴取する。

(2) 的確なリスク・プロファイリングの実施

効率的かつ深度ある検査を実現するため、検査・監察部等はその所掌に係る検査の実施に先立ち、機械的・画一的な検査ではなく、業務の特性や検査対象者の規模に配慮した効率的かつ効果的な検査を行うことができるよう、以下の事項について精査を行い、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

また、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会においては、以下の事項に加え、指導部局とともに実施するヒアリング結果を精査すること等により、損益の推移、運用利回りと貸出金等残高、貯貸率等の推移、有価証券のポートフォリオの推移、農業者への貸出状況など、より詳細なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算報告書、事業報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性等や近年の傾向（経営方針、組織再編の方向等）を把握するとともに、指導部局との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 検査の実施に当たって、指導部局の担当者を交えた事前検討会、指導部局との定期的な意見交換会の開催等により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 過去の検査結果や改善状況報告等の内容について十分に把握する。

（３）指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

検査指摘を検査対象者に通知する検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、わかりやすい表現を用いることとする。

（４）系統金融機関に対するレビューの実施

信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会において、従来の手法に基づく検査に加え、低金利や農漁業者等の地域人口の減少・高齢化等の経営環境の下での持続可能なビジネスモデルの構築、地域経済・社会への貢献等の共通課題に対する取組を統一的な目線で重点的に検証する検査について、指導部局と連携し、リスク・プロファイリングの結果やこれまでの試行を踏まえ、更に内容の充実を図る。

また、都道府県からの要請に基づく農業協同組合の検査においても、都道府県からの要望があれば、従来の検査に加え、上記と同様の検査を試行的に実施する。

（５）これまでの検査結果の蓄積の活用

検査対象者が適切な内部管理態勢を構築していく上での参考となるよう、これまでに蓄積した検査指摘事例を整理し、指導部局や検査対象者の指導・監査事業を行う団体との意見交換等の場において活用する。

（６）検査指摘事項に基づいた的確な改善の確保

検査指摘事項に基づいた的確な改善を確保するため、検査書発出後、指導部局から送付される改善報告書を確認することにより、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じて、指導部局の指導方針についての意見交換を行う。また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項や重大な事案が検出される検査対象者については、検査対象者における速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、的確な改善に向けた指導部局との連携を強化する。

第2 統一検査事項

平成30年度の統一検査事項は次のとおりとする。

1 総論

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢

- ① 組織の大規模化等により適正なガバナンスの確立が不十分であること、全国団体において都道府県団体及び子会社に対するガバナンスが適正に機能していないこと、支所、支店（事業所）及び代理店等の管理や要員配置に適切性を欠いていること等を要因として法令違反、不祥事件等及び不適正な業務運営事案が発生している検査対象者については、法令等遵守態勢や内部監査態勢の整備を含めた内部統制が適切に機能しているか。

特に、複数のリスクカテゴリーにわたって、内部規程の遵守が不徹底であるなど同種の態勢面の問題点が検出されるような場合には、その原因について検証しているか。

- ② 子会社、信用事業受託者及び共済代理店等を含めたグループとしての法令等遵守態勢が適正に整備されているか。

なお、子会社等に対する検査については、必要性及び範囲を明確にした上で実施することとする。

- ③ 内部監査及び監事監査において指摘された問題点について、その問題点の内容を適切に検討するとともに、PDCAサイクル等の改善プロセスが有効に機能しているか。

ア 内部監査を行うこととしている検査対象者にあつては、以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。

- (ア) 他の業務部門から独立した権限等を有する内部監査担当部署を定める等により、内部けん制機能が働く態勢とするとともに、業務に精通した人材と相応の人員を確保しているか。

特に、内部監査担当部署の長に被監査部門等を兼担させる場合には、内部監査部門の独立性を確保する措置を講じているか。

- (イ) 内部監査について、その品質（問題点の早期かつ的確な把握、検証範囲が業務全体を網羅、被監査部門等におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、頻度や深度等に配慮した計画に基づき実施等）が確保されているか。なお、農漁協系統組織の信用事業実施組合においては、各業務部門及び支所、支店（事業所）等のすべての部門に対して年1回以上実施することが望ましい。

- (ウ) 内部監査の結果は、経営管理委員会及び理事会又は取締役会（以下「理事会等」という。）へ適時適切に報告されているか。

- (エ) 内部監査の結果を踏まえて問題点の改善が適時適切に図られるなど、そのけん制機能が経営に活用されているか。

イ 監事監査について、監事監査規程、監事監査基準等に基づき、適切かつ十分な監査が実施されているか。

(2) 法令等遵守態勢

① 法令等遵守態勢が整備され、これが継続的なものとなっているか。特に、以下の事項について検証する。

ア 役員のコンプライアンスに対する意識

イ コンプライアンスに係る基本方針の存在

ウ コンプライアンスの点検態勢

エ 理事会等が組織としての倫理の構築に機能を発揮しているか

② 法令に基づく自己資本の基準に適合しているか。特に、自己資本が不足している検査対象者については、次の事項についても検証する。

ア 法令遵守に向けた改善計画の策定等を行い、着実に取り組んでいるか。

イ 自己資本が不足しているにもかかわらず、会員又は組合員等への還元を重視するような意思決定が理事会等で行われていないか。

③ 不祥事件等の発生の際に、上部組織及び役員への連絡、行政庁への報告、警察への通報、事実関係及び発生原因の調査・解明の担当部署の設置、会員又は組合員等への適時適切な説明等早急かつ適切な対応がとられる態勢となっているか。

④ 不祥事件等が再発している場合には、役員が自らの責任において、再発を防げなかった原因・背景を徹底的に究明し、再発原因等を踏まえた有効な再発防止策等の策定、その実践状況のチェック、責任の明確化と処分、役職員への周知徹底等に適切に取り組んでいるか。

(3) 利用者保護等管理態勢

利用者等からの問い合わせ・苦情に対し、対応窓口の設置、記録、処理等適切に対応する態勢を整備しているか。また、このことについて、適切に運用しているか。

また、実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢及び利益相反のおそれのある取引に関する管理態勢を構築しているか。

(4) 財務管理態勢（資産管理態勢）

帳簿等が適正に作成及び管理されるとともに、適正な財務諸表が作成されているか。

また、財務諸表の作成に当たって、未収債権等の査定や名寄せ、棚卸資産の管理及び評価、固定資産の減価償却及び諸引当金の繰入れなどが適正に行われているか。農漁協系統組織の信用・共済事業実施組合については、正確な自己査定を基にした適正な償却・引当が行われているか。特に、経営状況の厳しい検査対象者に対しては、重点的に検証する。

2 協同組合

(1) 信用事業

「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

① 経済情勢や金融市場等が厳しい状況にある中で、信用事業実施組合の財務状況や業務運営の健全性が確保されているか。

② 農林漁業者等に対して円滑な資金供給を行うための態勢整備について、以下の事項について検証する。

ア 担い手の様々なライフステージ（就農・漁業就業・新規事業開拓、成長段階、成熟期、経営改善・事業再生等）に合わせた審査機能を強化するとともに、各種手法の活用等を通じたきめ細かい担い手支援などを通じて、地域の金融円滑化を確立するための取組みを行っているか。

イ 不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、事業内容評価等による経営の将来性を見極める融資手法を徹底するため、「目利き機能」の向上などの取組みを行っているか。

更に、自主的な経営判断により、農業者、中小漁業者等の成長可能性（技術力・販売力・成長性等、事業の採算性・将来性又は事業分野の将来見通し）を重視した融資等の取組を行う場合には、融資態勢の整備を図るための取組みを行っているか。

ウ 農業者、中小漁業者等が事業再生、事業承継等を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家の専門的な知見・機能の活用を行うなど、経営課題の解決に向けて適時に最適な解決方法を提案しているか。

特に、経営再建計画を策定し提案する場合は、農業者等の規模等を勘案し、簡素・定性的であっても、経営改善に向けた実効性のあるものを提案しているか。

エ 経営者保証ガイドラインを尊重・遵守することの重要性を認識し、経営者保証への対応方針を明確に定めるとともに、内部規程、マニュアル及び契約書の整備、営業店支援態勢の整備等必要な態勢整備や経営者保証に関する相談態勢が整備されているか。また、経営者保証の機能を代替する融資手法（停止条件又は解除条件付き保証契約、動産・債権担保融資（ABL）のメニューの充実及び利用者への周知に努めているか。

オ 東日本大震災の被災地域における事業者の経営実態を正確に把握し、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用可能性を含めた協議を両機構や農林漁業者等に対して積極的に持ちかけるなど、事業再生に積極的に取り組む態勢が整備されているか。

- ③ 農業者の所得向上に資する金融サービスについて、以下の事項について検証する。
- ア 農協系統金融機関は、農業者の所得向上に資するため、担い手をはじめとする農業者ニーズを踏まえた適切な金融サービスを行っているか。
さらに、金融サービスを含めた自己改革の取組内容について、担い手をはじめとする農業者等における評価を把握し、定期的な見直しを行っているか。
 - イ 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会（以下「信農連等」という。）は、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、保有する資金の積極的な活用を努めているか。
- ④ 信農連等は、代理店方式の活用を積極的に進めるため、その判断の前提となる代理店手数料等の水準について農協に示しているか。
また、代理店手数料の水準については、経済事業に注力する農協の経営が成り立つよう努めているか。
- ⑤ 自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの適用）に則した対応が行われているか。特に、自己資本への算入割合が段階的に引き下げられる劣後ローンや土地再評価差額金の影響額等を踏まえた具体的な対応策を整備しているか。
- ⑥ リスク管理態勢の確立について、以下の事項について検証する。
- ア 信用事業実施組合の戦略目標及び業務の規模等に見合った自己管理と市場規律を前提としたリスク管理態勢の構築がなされているか。
 - イ 有価証券の運用に当たっては、運用環境が厳しい中、適用限度枠の適切な設定、人員の適正な配置、システムの整備等運用対象商品のリスクに対応し得る管理態勢が整備されているか。
特に、市場リスクにおいては、保有資産等に対し影響が大きいと考えられるストレステストを実施するとともに、その結果については、経営陣による十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢を整備しているか。
- ⑦ システムリスク管理態勢の充実・強化について、以下の事項について検証する。
- ア 情報セキュリティ管理については、情報資産を適切に管理するための方針の策定、組織態勢の整備、内部規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。
特に、利用者の重要情報について、不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等をけん制、防止する仕組みを導入しているか。
 - イ サイバーセキュリティ管理について、組織態勢の整備、内部規程の策定、管理態勢の整備を図っているか。また、サイバー攻撃に備えた多段階の防御対策の整備や、サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための対応策等を講じているか。
 - ウ インターネットバンキングに係る犯罪行為に対して、効果的な対策を複数組

み合わせることや、迅速な対応を行うことによりセキュリティの確保に努めるとともに、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。

また、利用者に対し、様々なリスクの説明や注意喚起等が十分に行われる態勢が整備されているか。

- ⑧ 取引時確認等の措置（犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条に定める取引時確認等の措置をいう。以下同じ。）及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める措置を的確に実施し、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止する態勢を整備しているか。
- ⑨ 反社会的勢力が取引先となることを防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査、既存債権等の事後検証、取引開始後に相手が反社会的勢力であることが判明した場合における取引関係解消措置等が図られる態勢となっているか。また、反社会的勢力への対応を総括する部署の整備、被害を防止するための一元的な管理態勢等が構築されているか。さらに、反社会的勢力からの不当要求に対して担当者や担当部署だけに任せることなく、組織として対応することとしているか。
- ⑩ 系統金融機関において保険事故（貯金の払戻しの停止等）が発生した際に、貯金者に対して貯金等の払い出しを的確に行うための貯金者データの名寄せが適切に行われているか。
- ⑪ 信用漁業協同組合連合会については、特に、組織内部におけるコンプライアンス等の統制が十分でないことを原因とした不祥事件が発生していること等に対応して、支店、信用事業受託者等における内部けん制機能の発揮、本店による当該支店、信用事業受託者等に対する内部監査及び監事監査の実効性が確保されているか。

（2）共済事業

「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ① 共済契約の締結に当たり、重要事項の説明においては、契約概要、注意喚起情報、しおり・約款及び申込内容が確認できる書面を交付した上で、契約者に説明する態勢が整備されているか。
- ② 共済契約の締結に当たり、実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約（架空契約）や組合の役職員が利用者から名義使用の了解を取り付け、共済掛金を当該役職員が支払って作成している契約（借名契約）といった不正契約を防止するための管理態勢が整備されているか。

- ③ 共済代理店における、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務について、農業協同組合法（以下「農協法」という。）第11条の22に基づき、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、共済契約の締結又は媒介に関する業務に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているかを確認しているか。

共済代理店に対し、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（組合員資格の確認、員外利用制限の遵守を含む。）、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、指導基準を明確化し、教育、管理、指導を適切に行っているか。また、育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。さらに、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。

- ④ 共済金、給付金及び返戻金等（以下「共済金等」という。）の支払いが迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。また、苦情情報や訴訟事案等の支払関係情報が業務の執行及び管理態勢の整備に活用されているか。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を持たないよう態勢を整備しているか。また、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するため関係機関との連携の下取り組んでいるか。
- ⑥ 取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める措置を的確に実施し、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止する態勢を整備しているか。

（3）経済事業

① 農協系統組織

「経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」に基づき、特に以下の事項について検証する。

ア 経済情勢等が変化する中で、事業部門毎の収支状況を適切に把握した上で、事業・経営の改善に向けた取組が適切に行われているか。

イ 食の安全や消費者の信頼の確保に向けた態勢が整備され、適正に運営されているか。

ウ 農産物の有利販売に向けた具体的な取組計画を作成しているか。その進捗状

況について点検を行うとともに、取組による効果の検証を行っているか。

- エ 複数の調達先を徹底比較して（価格及び品質など）、最も有利なところから調達するなどして、生産資材のコスト縮減に向けた取組を積極的に行っているか。また、具体的な削減目標を設定した取組計画を作成し、その進捗状況について点検を行うとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。
- オ 連合会が農協等から受託している施主代行に係る業務については、法令及び内部規程等に基づいて適正に行われているか。
- カ 共同計算について、要領や経理規程、職制規程等に基づき適正な運営及び精算が行われるとともに、帳簿・資料等の保存が適切に行われているか。また、共同計算米の在庫状況や共同計算の運営・精算について、定期的な監査が行われるとともに、理事会等により共同計算に係る審議、決定、検証等が行われているか。
- キ 経済事業活動において、経済連等の利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為を行っていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

② 森林組合系統組織

「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル」に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ア 経済情勢等が変化する中で、特に、財務、経営状況が悪化している系統組織においては、経営改善や事業改革に向けた適切な取組が実施されているか。
- イ 系統組織が実施している事業の実施状況が、組合員又は会員のために直接の奉仕をするという事業の目的に沿ったものとなっているか。
- ウ 森林組合連合会が市場競争を阻害するような取引に関与しないための管理態勢が整備されているか。

③ 漁協系統組織

「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル」に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ア 経済情勢等が変化する中で、特に、財務状況や経営状況が悪化している組合において経営改善や事業改革に向けた適切な取組が実施されているか。
- イ 食の安全や消費者の信頼の確保に向けた態勢が整備され、適正に運営されているか。
- ウ 系統組織が実施している事業の実施状況が、組合員又は会員のために直接の奉仕をするという事業の目的に沿ったものとなっているか。

(4) 指導・監査事業

全国森林組合連合会、全国漁業協同組合連合会、道府県森林組合連合会又は都道府県漁業協同組合連合会による傘下組織に対する指導・監査が的確かつ適切に行われているか。

特に、検査指摘事項（不適切な事例）に係る類似案件の洗い出しや、発生・原因分析の徹底、各部門との連携・調整など組織、事業及び経営の指導が適切に行われているか。

（５）医療・老人福祉事業

「医療事業等を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ① 財務の健全性を確保する態勢が構築され、各施設・事業毎に適切に管理されているか。
- ② 事業計画と財務計画は整合し、適切な計画となっているか。また、財務改善計画が策定されている場合には、その計画は適切なものとなっているか。更にその計画に沿った取組が行われ、投資計画についても財務改善計画に照らし整合したのものとなっているか。また、投資環境の変化等に応じた適切な計画の見直し等の対応が行われているか。
- ③ 医師不足等を原因として経営が悪化した厚生農業協同組合連合会にあっては、医師、看護師等の確保に努めているか。
- ④ 厚生農業協同組合連合会の財務内容や財務改善計画の達成状況が総（代）会における事業報告等を通じ会員等へ適正に開示されているか。特に、病院建設等大規模投資に当たっては、事業計画において、医療圏内の当該厚生連病院の位置付けと他の病院の動向、医療従事者の確保策及び建設後の病院の稼働見通し等の財務及び財務改善計画へ与える影響等を分析し、会員等に説明されているか。

（６）要請検査等

① 検証事項

要請検査等については、２の（１）信用事業及び２の（２）共済事業に係る検証事項（連合会のみ該当する部分を除く）に基づき、検証することとし、以下の事項についても検証する。

ア 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすなどの事務リスクを認識し、定期積金掛金の着服、架空共済契約の締結等の不祥事件等の発生を防止するため、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、経営陣が法令等遵守に関する基本方針を明確にした上で、内部規程の整備、法令等遵守態勢を整備するための計画（コンプライアンス・プログラム）の策定・実践等に取り組むとともに、内部監査部署によるチェック等に取り組んでいるか。

イ 信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うために実施する資産査定について、正確かつ適切に行っているか。

ウ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介（以下「共済契約の締結等」という。）に当たり、利用者への仕組内容の説明においては、以下の点

に留意の上取り組む態勢を構築しているか。(共済代理店を含む。)

(ア) 農協法第11条の20に基づき、共済契約の種類及び性質等を踏まえ、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。

(イ) 農協法第11条の21に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等の際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

エ 農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とするなど、農協法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為が行われていないか。

② 留意事項

農協においては、以下の事項について留意して取り組むこととする。

ア 農林中央金庫、信用農業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会への資本の供与に当たり、自らの自己資本に配慮したものとなっているか。

イ 経営戦略、規模及びリスク特性等に応じたりスク管理を行う態勢を構築しているか。特に、経済事業をはじめとする信用事業以外の部門が内包する種々のリスクも総体的に把握した上で、質・量とも十分な自己資本を維持していく自己管理型のリスク管理を行っているか。

(7) その他

① 農協系統組織の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と、組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革の具体的な取組内容を検討し、実践しているか。

② 員外利用に関する管理・取組について、員外利用制限の遵守態勢の整備が適切に行われているか検証する。特に、員外利用規制に違反している場合の解消計画及び当該計画に即した取組が適切に行われているか。

3 農林漁業信用保証団体

(1) 経営の健全性が確保されているか、特に、十分な代位弁済財源が確保されているか。保証収入の低迷、運用収入の減少等の経営上の課題に対して、適切な検討及び改善に向けた取組が行われているか。

(2) 保証引受に当たっての審査、求償権の回収等の管理、有価証券の運用・管理等が適正に行われているか。特に、有価証券の運用については、関係法令等の規定に従い、長期的かつ安定的な運用が行われているか。

(3) 担保の徴求については、農林漁業者等の信用補完に資するため、その軽減に努めているか。

- (4) 保証人の徴求について、経営者以外の第三者の保証を求めないことを原則とする方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、農漁協融資における特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われているか。
- (5) 農業信用基金協会については、業務の健全性を判断するための自主基準の設定・変更等に関して、協会に設置された委員会において適切に審議・答申がなされているか。また、委員会から答申された事項について適切な措置が講じられているか。
- (6) 漁業信用基金協会については、都道府県別に事業規模に大きな違いがある中で、特に規模の小さな検査対象者を中心に、コンプライアンスの確保や組織運営等、業務を適正に執行する態勢が整備されているか。また、規模の大きな検査対象者である全国漁業信用基金協会については、本所支所間におけるガバナンスが確立されているか。
- (7) 農林漁業者等に対する円滑な資金供給が行われるよう、条件変更等に対して、地域の金融機関と十分な連携を図り適切に対応しているか。
- (8) 農業信用基金協会については、利用者の利便性向上の観点から、農業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携を図るため、信用保証協会と事前に協議の上、個別融資案件の取扱いに疑問が生じた場合には、相互に連絡を取り合うなどの対応が迅速に行える体制が整備されているか。
- (9) 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会については、公的な保証機関として農業経営・漁業経営に必要な資金の円滑化を図るという目的を達成するため、農業者・漁業者が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することを可能とする態勢の整備に取り組んでいるか。

4 農業共済団体

(1) 農業共済組合連合会

「農業共済組合連合会に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

なお、農業経営収入保険事業の取組状況についても、検証する。

① 業務運営の効率性

法令等遵守態勢を確立した適正な業務運営を確保しつつ、将来の事業規模を踏まえ、必要最小限の人員により最大限の効果を得られるよう、役員定数の削減など効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けて、不断の見直しを行っているか。

また、業務運営に当たっては、交付を受けている国庫補助金を適正に執行して

いるか。特に、補助金の請求に当たり、事務負担金を適切に算出しているか。更に、業務経費の支出は、法令や関係規程等に基づき共済事業又は保険事業の実施に必要で、かつ、費用対効果からみて経済合理性が確保されたものとなっているか。

② リスク管理態勢の整備

信用リスク、市場リスク及び流動性リスクといった資産管理に係るリスクや共済引受リスク、事務リスク及びシステムリスクといった業務運営に係るリスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢を整備しているか。

③ 反社会的勢力に対応する態勢の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築しているか。また、反社会的勢力からの不当要求に対して担当者や担当部署だけに任せることなく、役員が適切に関与し組織として対応することとしているか。

④ 各共済事業の引受、損害評価等

ア 法令、定款、事業規程のほか、各共済事業の引受け、損害評価等に関する通知等を遵守し、適正に保険事業を実施しているか。

イ 特に、任意共済事業について、以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。

a 役職員、共済連絡員等加入推進に従事する者に対し、会議、研修会等で加入資格について改めて周知し、無資格者に対して加入推進が行われることのないよう徹底しているか。

b 加入承諾に当たって営農状況の把握等により加入資格の審査を十分行っているか。

c 高齢者の加入推進時に当たり親族の同席を求める等トラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた加入推進方法を具体的に定めているか。

d 農業共済団体及びその役職員、共済連絡員等の加入推進に携わる者が、共済契約の締結及び加入推進に関し、虚偽のことを告げる行為や重要事項の不告知など加入者等の保護に欠ける行為をしてはならないことを周知しているか。

ウ 農業共済組合連合会は、農業共済組合等の共済関係の成立により、当該共済関係の共済責任の一部に保険関係を有することから、適正な保険関係の構築のため、農業共済組合等の適正な業務実施について必要な指示及び確認を行っているか。

⑤ 保険金の支払

損害の発生から保険金の支払いまでの手続きは、適正に行われているか、正当な理由なく著しく遅延しているものはないか。

⑥ 余裕金運用

余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、投機的な取引を行わず、安全かつ確実な運用を行っているか。

(2) 農業共済組合組合等（要請検査）

特に以下の事項について検証する。

① 業務運営の効率性

法令等遵守態勢を確立した適正な業務運営を確保しつつ、将来の事業規模を踏まえ、必要最小限の人員により最大限の効果を得られるよう、役員定数の削減など効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けて、不断の見直しを行っているか。

また、業務運営に当たっては、交付を受けている国庫補助金を適正に執行しているか。特に、補助金の請求に当たり、事務負担金を適切に算出しているか。更に、業務経費の支出は、法令や関係規程等に基づき共済事業の実施に必要で、かつ、費用対効果からみて経済合理性が確保されたものとなっているか。

② リスク管理態勢の整備

信用リスク、市場リスク及び流動性リスクといった資産管理に係るリスクや共済引受リスク、事務リスク及びシステムリスクといった業務運営に係るリスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢を整備しているか。

③ 反社会的勢力に対応する態勢の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築しているか。また、反社会的勢力からの不当要求に対して担当者や担当部署だけに任せることなく、役員が適切に関与し組織として対応することとしているか。

④ 各共済事業の引受、損害評価等

ア 法令、定款、事業規程のほか、各共済事業の引受け、損害評価等に関する通知等を遵守し、適正に共済事業を実施しているか。

イ 特に、任意共済事業について、以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。

a 役職員、共済連絡員等加入推進に従事する者に対し、会議、研修会等で加入資格について改めて周知し、無資格者に対して加入推進が行われることのないよう徹底しているか。

- b 加入承諾に当たって営農状況の把握等により加入資格の審査を十分行っているか。
- c 高齢者の加入推進時にあたり親族の同席を求める等トラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた加入推進方法を具体的に定めているか。
- d 農業共済団体及びその役職員、共済連絡員等の加入推進に携わる者が、共済契約の締結及び加入推進に関し、虚偽のことを告げる行為や重要事項の不告知など加入者等の保護に欠ける行為をしてはならないことを周知しているか。

⑤ 共済金の支払

損害の発生から共済金の支払いまでの手続きは、適正に行われているか、正当な理由なく著しく遅延しているものはないか。

⑥ 余裕金運用

余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、投機的な取引を行わず、安全かつ確実な運用を行っているか。

5 漁業共済団体及び漁船保険組合

漁業共済団体及び漁船保険組合については、「漁業共済団体に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

(1) 業務経費の適正な執行

業務経費の支出は、共済事業又は保険事業の実施に必要で、かつ、費用対効果からみて経済合理性が確保されたものとなっているか。

(2) 各保険・共済事業の引受

引受到当たり、契約成立に係る申込書の提出、漁業共済団体及び漁船保険組合の承諾手続等が、法令等に基づき適正に実施されているか。特に、国庫補助金の対象となる義務加入等の手続きについては、十分な確認態勢がとられているか。

(3) 保険金・共済金の支払

損害の発生から保険金・共済金の支払いまでの手続について、正当な理由なく著しく遅延しているものはないか。

特に、漁船保険組合における事故の通知の著しい遅延や保険金支払請求手続における証ひょう書類の不備など、免責等損害認定に係る手続きが、法令等に基づき適正に実施されているか。また、損害審査事務の強化通知に沿って厳正な審査が行われているか。

(4) 余裕金運用

余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、有価証券売買に係る複数社からの見積りを徴求するなど、安全かつ確実な運用を行っているか。

特に、漁船保険組合においては、

- ① 資金を運用する上で、金融機関の選定、日常の管理、内部けん制等に係る基本となる事項を定めた資金運用基本方針を理事会において定めているか。
- ② 理事会において、金融情勢の変化等について協議し、必要に応じて、資金運用基本方針の見直しを行っているか。
- ③ 当該基本方針に基づき実施する資金の運用状況について、定期的に理事会に報告しているか。

6 土地改良区等

(1) 業務執行体制の整備

理事の業務分担は、業務内容に応じて適切に定められているか。また、それぞれの業務は、担当者等において適切に処理されているか。

特に、会計経理については、

- ① 複数の職員又は役員による決裁を必須とするなどにより内部けん制機能を発揮できる態勢が確立されているか。
- ② 会計担当理事及び会計主任は、会計経理に関する手続、内容等を的確に把握し、賦課金の徴収や補助金の執行などの会計処理を適正に行っているか。
- ③ 一人の職員に預金通帳及び印鑑の管理並びに出納会計事務を行わせないように内部でけん制する仕組みとなっているか。また、長期間にわたって一人の職員をこれらの事務に従事させていないか。

また、監事は、事業や業務運営、会計経理の全般にわたって各監査項目に基づく確認を担当職員からの聞き取りのみとせず、預金通帳及び金融機関が発行する残高証明書と金銭出納簿とを照合するなど適切に監査を行い、その結果を総会（総代会）及び理事会に文書により報告し、かつ意見を述べているか。

(2) 余裕金運用

余裕金の運用については、土地改良区規約に基づき、総会（総代会）の議決又は理事会の決議を得て、金融機関への預貯金、金銭信託、国債・地方債等の確実かつ効率的な方法による運用を行っているか。

(3) 財産等の管理（複式簿記の導入）

複式簿記を導入している土地改良区について、財務諸表を作成するに当たって「土地改良区会計基準」「会計細則」に即した適正な決算、経理処理が行われているか。

特に、管理する土地改良施設の評価、減価償却及び諸引当金の繰入れなどが適正に行われているか。

7 卸売業者

「中央卸売市場卸売業者に係る検査マニュアル」に基づき、特に以下の事項について検証する。また、検査に当たっては、国及び市場開設者が行う検査の充実に資するための、市場開設者との共同検査や卸売業者等に対する検査・指導内容等について市

場開設者との意見交換を実施するとともに、市場開設者を対象とした研修会の講師派遣を行うなどの連携を図る。

(1) 業務の適切性

- ① 受託物品の卸売等について、卸売市場の公正な価格形成機能を歪曲するような実態のない取引や買い戻し行為等が行われていないか。
- ② 取扱物品の卸売について、販売原票や売買仕切書等を正確に作成し、仕切り及び売買仕切金の送金など、卸売市場法等に基づく適正な業務が行われているか。
- ③ 卸売の相手方として物品の買受けを行っていないか。また、出荷者の価格要請等に応えるため、不適切な仕切り等を行っていないか。
- ④ 検査指摘事項等について、卸売業者が策定した改善計画に則した措置が講じられているか。

(2) 財務の健全性

- ① 財務書類等を作成するに当たって、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として、「原則的な企業会計の基準」、「中小企業の会計に関する指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」に則した適正な決算・経理処理を行っているか。
- ② 純資産額及び流動比率等の財務基準を算定するに当たっては、以下のとおり行われているか。
 - ア 「原則的な企業会計の基準」又は「中小企業の会計に関する指針」を採用する場合においては、これらに準拠して適正に資産等の評価を行い、卸売市場法第20条第1項及び第28条に基づく純資産額調書及び事業報告書を適正に作成しているか。
 - イ 「中小企業の会計に関する基本要領」を採用する場合においては、卸売市場法施行規則第8条第2項において純資産額の算定を時価ベースで行うことに鑑み、卸売市場法第20条第1項及び第28条に基づく純資産額調書及び事業報告書について、資産及び負債の額を時価ベースで評価して適正に作成しているか。
- ③ 流動比率、自己資本比率、純資産基準額等の法定財務基準は満たされ、経営の健全性が確保されているか。また、これらに問題がある場合には、適切な検討及び改善に向けた取組が行われているか。
- ④ 以下について、適正な会計処理が行われているか。
 - ア 金銭債権について取立不能のおそれがある場合は、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。
 - イ 時価のある有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除いて時価をもって貸借対照表価額とし、評価差

額を当期の損失として処理しているか。また、発行会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理しているか。

ウ 子会社の債務超過額について、親会社の責任において最終的に負担する額を引当金等として親会社（卸売業者）の貸借対照表等に計上しているか。

エ 従業員の退職金について、期末の退職給付債務等に基づく退職給付引当金を計上しているか。また、役員退職時慰労金について、その支給見込額を役員退職慰労引当金に計上しているか。

オ 流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債について、主目的たる営業取引により発生したものであるか又は期限が1年内であるかに基づいて適切に区分しているか。

8 商品先物取引業者等

経済産業省との連名で、別に定める「平成30年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画」のとおりとする。

第3 検査周期

検査周期については、①全ての検査において、双方向議論の徹底によるガバナンス面での問題点等の検証に重点化した検査を行う必要があること、②ガバナンス面での問題点等の検証に重点化した検査に相応して、検査対象者に一定の改善期間を与える必要があることから、検査対象者の種類等毎のリスクに応じたものとする。

また、経営上の課題を抱える検査対象者には、検査周期にこだわらずに検査時期の設定を行うこととするほか、指導部局によるオフサイト・モニタリング等により、検査を実施する必要があると判断される場合には、弾力的な対応を行うものとする。